



医療費



と 税金



Q

年金生活者です。妻が病気で入院しています。母は施設に入所していますが、費用は私が負担しています。医療費を支払うと税金が戻る場合があると聞きましたが、母の施設費用も対象になりますか。

A

あなたやあなたと生計をともにする配偶者その他親族のために支払った医療費が多額になった場合、確定申告をすれば、所得税が還付される場合があります。所得税額は、その年の所得金額から扶養控除額や医療費控除額などの各種控除額を差し引いた課税所得金額に税率を乗じて算出します。この算出税額と源泉徴収票に記載された源泉徴収税額を比較して源泉徴収税額が多い場合、その差額について確定申告により還付を受けることができます。ご相談のお母さんの施設費用は医療費控除の対象になります。

今回は医療費控除の対象についてご紹介します。



医療費控除の対象関係

1 医療費控除の対象

医療費控除の対象	控除対象の例示	控除対象外の例示
<ul style="list-style-type: none"> 医師による診療や治療の費用 治療のためのあんまマッサージの費用 (指圧師、鍼灸師、柔道整復師などへ支払う施術費用) 	<ul style="list-style-type: none"> 治療費や入院時の食事代、バス代などの通院費 医療用器具の購入費やレンタル料 歯科での義歯やインプラント治療費 6ヶ月以上寝たきりの方のおむつ代で、医師の発行した「おむつ使用証明書」のあるもの 介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービスの費用（下表のとおり） 	<ul style="list-style-type: none"> 容姿を美化し、容貌を変えるなどの整形手術費用 健康診断費用 通院する自家用車のガソリン代や駐車料金 自分の判断で購入した眼鏡や補聴器などの購入費用
<ul style="list-style-type: none"> 保健師や看護師などによる療養上の世話の費用 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外で療養上の世話を受けるために特に依頼した方への支払費用 	<ul style="list-style-type: none"> 親族に支払う療養上の世話の費用や謝礼
<ul style="list-style-type: none"> 治療や療養に必要な医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> 風邪の治療のために使用した医薬品の購入費 医師の処方や指示により診療などに直接必要なものとして購入する医薬品の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 病気の予防又は健康増進のために供するものの購入費

2 介護保険制度・利用サービス

①施設サービス

施設名	控除の対象	控除対象外
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護費、食費、居住費として支払った額の2分の1に相当する金額	
介護老人保健施設 (県知事許可を受けた施設)	介護費、食費、居住費として支払った額	日常生活費 特別なサービス費用
指定介護療養型医療施設 (県知事許可を受けた施設)		

②居宅サービス

サービスの種類	内容	医療費控除の適用
訪問介護	要介護者などに対し、看護師などが居宅で行う療養上の世話及び診療の補助	支払額が控除の対象
訪問リハビリテーション	要介護者などに対し、心身の機能の維持回復を図るために居宅で行う理学療法などのリハビリテーション	
居宅療養管理指導	要介護者などに対し、医師、看護師などが行う指導	
通所リハビリテーション	要介護者などに対し、心身の機能回復を図るために居宅で行う理学療法などのリハビリ	
短期入所療養 (ショートステイ)	要介護者などが介護保険施設などに入所して受けける看護や機能訓練などに必要な医療、日常生活上の世話など	
訪問介護（ホームヘルプサービス）	要介護者などに対し、居宅や施設で行われる介護福祉士などによる入浴や食事などの介護や機能訓練	上記「医療サービス」と併用して利用する場合に自己負担額が対象
通所介護（デイサービス）		
短期入所介護（ショートステイ）		
痴呆対応型共同生活介護 (グループホーム)	要介護者で認知症の状態にある者について、共同生活を営む住居で行う入浴、食事などの介護や機能訓練	控除の対象外
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホームなど)	有料老人ホーム・軽費老人ホームに入所している要介護者などに対する入浴・食事などの介護や機能訓練など	

所得から差し引く医療費控除額の計算式

$$\text{その年に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない金額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

確定申告

毎年、2月16日から3月15日までの1ヶ月間、それぞれの税務署ごとに行われます。
医療費控除を受ける場合、税務署に提出する確定申告書に医療費などの領収書を添付する必要があります。
なお、還付金は、給与や年金などで源泉徴収されている税額の範囲内で還付を受けられます。

お問い合わせ先

鹿児島税務署 TEL 099-255-8111

鹿児島シルバー110番 税務専門相談員
税理士 竹ノ内正雄